

顯宗記の読み

——記全体および顯宗紀とのかかわりで——

寺 川 眞知夫

はじめに

本稿では古事記顯宗天皇の条の、市辺忍爾王物語の後半の語るところを讀んでみたい。記の下巻は仁徳天皇から推古天皇の代までを収める。ただ仁賢天皇以後、推古天皇まで十代の天皇記は、筑紫君石井の反逆に少し触れる継体記のような例もあるものの、他は帝紀だけを編み、旧辞とみなされる天皇の事績を語る伝承は、顯宗記で終える。そこで、顯宗記に特別の意味をもたせている可能性はある。⁽¹⁾では顯宗記の伝承は、それに相応しい物語なのか、記のなかでその役割を果たしているのか、序文とも対応するのか、これら諸点にも言及はなされているが、⁽²⁾本稿でもいささかこれらの問題を考えてみたい。

雄略即位前記からはじまる顯宗・仁賢天皇の父忍爾王殺害物語は前半・後半にわけられ顯宗記の物語では後半が重要な位置を占める。これは ① 殺された父忍爾王の遺骨を、近江国在住の老嫗の助けを得て探し当て墓を造って納める話、② 父の埋められた位置を教えてくれた老嫗への報恩、③ かつて危機を避けて逃げる時、食事を奪った者への報復、④ 父を殺した雄略天皇への復讐の企てと、兄意祁命の諫言による中止の四つ話素で構成される。

忍爾王殺害物語の前半は ① 二王の誕生、② 大長谷王による忍爾王殺害、③ 幼い意祁命・袁祁命二王子の播磨への逃避、④ 雄略天皇の崩御後、播磨国国司に発見されての京への回帰の四話素からなる。③・④は典型的な貴種流離譚になる。これ

らの前・後、八話素を記・紀ともに履中天皇から顯宗天皇まで七代にかかわらせて展開する。

顯宗天皇記・紀の相違の検討は西川順士氏がされたところであるが、記では反正、安康、清寧天皇の直接的関与は説かず、意祁命・袁祁命二王子発見と即位も清寧天皇崩御後で忍爾王の妹飯豊王の時代とする。紀は反正天皇にかかわらせず、大長谷王の忍爾王殺害の動機を安康天皇にかかわらせ、二王子発見を清寧天皇の時代とし、即位も清寧天皇の配慮として、その恩を説く。この他、記・紀の設定と意味づけとは微妙な違いが認められるところもある。ただ、紀は歴史記述を持統天皇紀までつづけるので、途中の顯宗紀に特別の意味は認めえまいが、記は顯宗記の時代で歴史的伝承の記述を終えるので、ここに特別の意味を与えている可能性は高い。その意味で注目されるのは雄略天皇の陵の破壊をめぐる顯宗天皇と兄の意祁命（仁賢天皇）との考え方の違いである。この部分では、紀はこの物語を、

記がもちいない「孝」や「恩」の語によって展開する。顯宗・仁賢紀が漢籍および儒教の理念と深くからむ表現をみせることは、すでに榎本福壽氏が注目され、記序文との関係を見据えながら詳細かつ優れた検討を加えておられる。記は儒教の概念語

を用いず、序文にいう王化の理念をもちいて展開しているようにみえる。そうした表現は中・下巻に鏤められているとみられるが、この物語ではどのように用いられるのか確認したい。なぜなら、記の最後の物語である顯宗天皇の雄略天皇陵への報復を語るところには王化についての天武天皇の見解が具体的に示されている可能性があるからである。紀は意祁命（仁賢）が儒教的徳目を示すにあたって言葉だけでなく、実践によって示したとし、相対する徳目を両立させるべきことを説くが、記は尊貴な存在としての天皇の權威は犯すべからざるものであると説くことにより重きを置く。これは氏族制の残滓をひきずっていた歴史的状况を踏まえながら、天皇の尊嚴を揺るぎないものに高めようとしていた天武天皇の意図を反映しているよう。

（一）忍爾王の殺害と埋葬

まず大長谷王による忍爾王殺害物語理解のために忍爾王と大長谷王の出自からみると、履中天皇記の後妃皇子の記事は葛城の曾都毘古の子、葦田宿禰の女、黒比売命との間に生まれた三人の御子の長子を「市辺之忍爾王」とする。妹には青海郎女、亦の名飯豊郎女⁴がいる。紀はやはり履中天皇の長子として

「磐坂市辺押羽皇子」をあげる。

允恭天皇記の後妃皇子の記事は、「意富本村王の妹、忍坂の大中津比売命」との間に出来た九人の御子の七番目として忍齒王を殺害する大長谷命（雄略天皇）をあげる。同母兄弟には木梨之輕王や穴穗命（安康天皇）もみえる。これは紀も異ならぬ。

二人の皇子の父、履中天皇と允恭天皇はともに仁徳天皇と石之比売命の間に生まれた同母兄弟で、忍齒王と大長谷王は従兄弟になる。大長谷王の忍齒王殺害事件は従兄弟間の皇位継承争いに位置づけられる。記・紀ともに皇位継承争いは兄弟が順次即位した結果、次世代の従兄弟間に生じやすいとみていたようである。記・紀で語られる皇位継承争いは、同母兄弟、異母兄弟、従兄弟、二従兄弟、叔父甥の關係など多様な關係で語られるが、長子相続などの直系ではなく、兄弟など並列の關係で即位がなされた後の代に起つたとする。忍齒王の悲劇もその一例になる。殺害された皇子の子が復讐する話は皇位争いではない。目弱王の安康天皇弑逆事件だけで、敗れた皇子の子が天皇となつて父を殺して即位した先の天皇に復讐しようとする例は他にはない。その意味で忍齒王殺害物語は特異といえる。

紀は同じく従兄弟關係になる安康天皇のばあい、先に即位していたからか忍齒王に親和的で、これが事件の引き金になつたとする。すなわち雄略天皇即位前紀は、

（安康天皇三年）冬十月の癸未の朔に、天皇、穴穗天皇の曾市辺押磐皇子を以て国を伝へて遙に後事を付に嘱けむと欲ししを恨みて、乃ち人を市辺押磐皇子のもとに使りて、陽りて校獵せむと期りて、遊郊野せむと勸めて曰はく、云々（雄略即位前紀）

と語る。さらに、ただ殺しただけでなく殺害後の遺体の扱いにおいても、顯宗天皇即位前紀は酷薄な処置をとつたとする。すなわち、

穴穗天皇の三年の十月に、天皇の父、市辺押磐皇子および帳内佐伯部仲子、蚊屋野にして、大泊瀬天皇の為に殺されぬ。因りて同じ穴に埋む。（雄略即位前紀）

と描く。市辺押磐皇子を殺しただけでなく、敬意をもつて身分に相応しい古墳を作つて遺体をおさめることもしないで、帳内の遺体と一緒にして埋葬したとする。二人の遺体を一緒に埋葬したのは謀反人とみてのことであろうか、市辺皇子の身分を慮らない乱暴な扱いであつた。これが、後に顯宗天皇に雄略天皇

への強い復讐心をもたせたかにみえる。

記は無理もあるが、忍菌王殺害は大長谷王の故意とはせず、現場において伴人の唆しによって殺害に及んだと展開する。次に記の忍菌王の受難の中心部分だけをみると、

これより以後、淡海の佐佐紀の山君の祖、名は韓倍白ししく、「淡海の久多綿の蚊屋野は、多に猪鹿在り。その立てる足は萩原の如く、指拵げたる角は枯樹の如し。」とまをしき。此の時、市辺之忍菌王を相率て、淡海に幸行でまして、その野に到りませば、各異に仮宮を作りて宿りましき。爾に明くる旦、未だ日出でざりし時、忍菌王、平しき心以ちて、御馬に乗りし隨に、大長谷王の仮宮の傍に到り立たして、その大長谷王子の御伴人に詔りたまひしく、「未だ寤め坐さざるか。早く白すべし。夜は既に曙けぬ。獺庭に幸でますべし。」とのりたまひて、乃ち馬を進めて出で行きたまひき。爾にその大長谷王の御所に侍ふ人等白ししく、「宇多豆物云ふ王子ぞ。故、慎しみたまふべし。亦御身を堅めたまふべし。」とまをしき。すなはち衣の中に甲を服し、弓矢をとり佩かして、馬に乗りて出で行きたまひて、候忽の間に、馬より往き雙びて、矢を抜きてそ

の忍菌王を射落して、乃ち亦その身を切りて、馬楯に入れ
て土と等しく埋みたまひき。
(大長谷天皇即位前記)

とある。記では大長谷王の卑劣さを緩和するためか、佐佐紀の山君の祖、韓倍の誘いに応えて淡海で獺をしようとして、忍菌王をとまなつて久多綿の蚊屋野の獺庭に至り、翌朝、宿舎を訪れた忍菌王が馬に乗ったまま声をかけたことを無礼とみたものか、伴人が忍菌王を誹り、大長谷王を唆したので、殺害するに至ったと展開する。もつとも、臣下の悪意をこめた唆しを受け容れ、従兄弟の殺害に及んだとする設定は、大長谷王の心中にはもとから忍菌王殺害の意図があつたと語ることにもなる。皇位継承争いでは時として対立者の暴力的排除が語られるが、先に暴力で政敵を排除すると理想的帝王像からは離れる。ここでは殺害した忍菌王の遺体を馬楯に置いて盛り土せず、ただ埋葬したとするが、ここには敬意はなく、残酷だけが浮かび上がってくる。後世のことながら、『養老令』喪葬令に、
凡そ墓には、皆、碑を立てよ。具官、姓名の墓と記せ。
(喪葬令一二、立碑条。)

という、墓に墓標を建てる処置もとつていなかったのである。聖武天皇天平元年二月甲戌に謀略によって謀反人として刑死

させられた長屋王の葬儀では、詔勅を下して、妻の吉備内親王は無罪なので葬儀は普通の送葬に准じて行い、長屋王も「天武天皇の孫、高市親王の子なり」として、「長屋王は犯に依り誅に伏す。罪人に准ふと雖も、其の葬を醜くすること莫れ」との配慮を示して、墓を設けさせている。これに比べると、記・紀の語る大長谷王の忍歯王の埋葬の方法は酷薄無慘というほかない。遺族が恨みを抱き報復を企てる展開も納得されるようにとの、物語展開上の配慮であろうか。

雄略天皇の忍歯王に対する非情な対応は、意祁命・袁祁命の貴種流離の物語、顕宗天皇が即位後に父の埋葬地の探索をする置目の物語、雄略天皇の陵墓破壊という報復を試みる物語の発端としての位置を占める。すると、こうした雄略天皇の忍歯王への心ない仕打ちも酷薄な雄略天皇の人物形象のためばかりではなく、後続の物語をなるべく無理なく成り立たせるための設定であつた面もあることになる。

(二) 遺骨探索と置目老嫗の告知

顕宗天皇即位後、最初に試みたのは父忍歯王の骨を求めて改葬することであつた。しかし、王が殺害された状況を顕宗天皇

はしらない。当然遺体の埋納場所の特定は順調には運ばないと想定される。これを踏まえて、骨の発見と後日譚を記は次のように語る。

此の天皇、その父王市辺王の御骨を求めたまふ時、淡海国に在る賤しき老嫗、参出て白しけらく、「王子の御骨を埋みしは、専ら吾能く知れり。亦その御歯を以ちて知るべし。御歯は三枝の如き押歯に坐しき。」とまをしき。

爾に民を起して土を掘りて、その御骨を求めき。すなはちその御骨を獲て、その蚊屋野の東の山に、御陵を作りて葬りたまひて、云々。(顕宗記)

忍歯王の遺体を埋めた場所は盛り土も墓標もなく、おそらく探し出す作業は難渋していたとみられるが、王の埋められた場所を見覚えていた老女があらわれ、埋められた場所と忍歯王の歯は「三枝の如き押歯」であつたという特徴を告げたので、骨を見つけて識別し、収集することができたとする。紀は埋められた場所がわからなかつたとするだけでなく、帳内の遺体と一緒に埋めていたとするので、二人分の遺骨が入り混じって区別できない状態であつたとし、また歯の特徴を覚えていたのは乳母で、その歯の情報で王と帳内の頭蓋骨は識別でき、特別の雙

陵を造って遺骨をおさめえたという。記は帳内の遺体の処置にはふれず、皇子だけ埋めたとするので、皇子の骨の特定は簡単に扱ったのであろう。

齒は古代に限らず、遺骨の人定で重要な証拠として扱われる。齒のばあい、記は反正天皇の齒は「御齒の長さ一寸、広さ二分」とし、紀は「生れましなから齒、一骨の如し」と記している。『正倉院文書』（第一巻）の「神亀元年近江国志何郡計帳」・「天平五年右京計帳」や「東大寺奴婢帳」等には、齒の記録はないが、人体の外面にみえる特徴、黒子などの位置を記し留めている。大宝の戸籍等こうした記録のみえないものもあるが、口分田の分与と租税収納、逃亡時の人定とかかわっていたのか、黒子を記すものがみえる。

齒の特徴や黒子の有無が人定の根拠となったとしても、顔の黒子と違い、口に隠れる齒のばあい、特徴を知る者の設定は問題になる。確かに紀のいうように王の乳母ならば王の近習の帳内の齒の様子を知っていたとするのも納得される。これに比較すると、記のいう設定の場合、市辺王と無縁の近江の賤女がその犬齒の形を知りえたことに、やや違和感がある。つまり、日常、王に接することのない地方の賤女がたまたま狩に来た忍齒

王の齒の特徴をなぜ知り得たのか、疑問だからである。ただ殺されて埋められた忍齒王の衣服をはぎ取るうとした在地の者がおり、当時の喪葬習俗として貴人は口に珠を含ませている（孝徳紀大化二年三月条に「飯含むるに珠玉を以てすること無^{まな}」とある）と考え、これも盗もうとして口を開けた者がいて皇子の齒の特徴を知り、その伝えを置目老嫗が聞いていたという、語られない部分のある設定ならば納得できなくはない。よく知られるように、犯罪者を殺し、その装身具を奪うモチーフは仁徳記・紀の女鳥王（雌鳥皇女）の物語にもみえる。

ともあれ、紀は帳内の骨と入り混じっていたので雙陵を造らざるをえなかったのに対し、記は老嫗の示唆によって、忍齒王の骨を何とか拾い得て、きちんとした陵墓を造って納め得たとする。

これに続けて顕宗天皇は忍齒王の遺骸の位置を教えてくださいました置目の老嫗の恩義に報い、宮の近くに住まいを与えて、自由に天皇の元を訪ねることを許し、恵みを与えたという。天皇の心の広さと温情を語り、その徳を示す部分である。ただこの物語には地の文と歌謡の表現に矛盾もみえる。老嫗を宮の近くに住まわせ、大殿に来た時に懸けてある鐸を鳴らさせたとするが、

天皇の歌では「浅茅原あさちほら 小谷せだにを過ぎて 百伝ももつたふ 鐸響ねつやうくも」と置目が鐸を鳴らしながら荒地を遠く来たかのように表現している、ずれがみえる。卑賤の者への天皇の対応は、かつて身分を隠し馬飼となっていた体験に対応させていたにせよ、身分を問題にせず之恩義に報いて特別待遇を与えるもので誠実な天皇像を浮かびあがらせる。

しかし、記は他方で、顕宗天皇は素性が解らなかつたにせよ不敬を働いた者に厳しい対応をとつたとする。置目の話を扱つたあと、意祁命・袁祁命が播磨に逃げていく途中で食べ物を奪つた山背の猪甘の老人を探し求め、飛鳥河の河原で斬り、一族の者の膝の筋をも断ち切つたとする物語が置かれる。斬罪はやや重い罰のようにもみえる。旅人の食事を奪うことは死に追いやることにのみなりかねず、これを大きな罪としたとする説⁶もあるが、不敬がなければ斬罪に相当する罪か問題にならう。もとより、猪甘の行為は少年達の素性をしらなかつたが故のものであつた。それにもかかわらず食事を奪つたことを問題にし、時間が経過した後になつてもなお根にもつかのようにな斬罪に処したのは権力を嵩にきて私怨を晴らす行為のようにもみえる。天皇の尊厳を保つための信賞必罰を説く意図があつたにしても、

天皇としては狭量さも浮かんでくる。

紀はこの話をとりあげないが、紀にも他に時の経つた後に不敬を働いた者を処罰する、同様の構造をもつた話はある。允恭紀の忍坂大中姫皇后にかかわる物語である。允恭紀は忍坂大中姫皇后が未婚の時、農作業中に不敬を働いた鬪鶏国造を覚えていて、皇后になつた後に呼びだし、殺そうとしたと語る。結局、謝罪を受け容れて姓を稲置に落として許したとする。これに比しても、記の猪甘の老人の斬罪と一族の者の足の筋を切る処罰は厳格に過ぎる。紀と異なり、記がこの物語をとりあげたのは、天武天皇に天皇の權威は冒すべからざるものであることを示そうとする意図があつたことであつたとみえる。

(三) 顕宗天皇の即位と雄略天皇への報復

顕宗天皇の報復はしかし、そうした小さな事柄にのみ向けられたのではない。報復の狙は父忍爾王を殺害し辱めた雄略天皇に向けられていたのである。これを知つた兄意祁命は一計を案じてこれを制する。記はそのあたりの顛末を次のように描く。

天皇、深くその父王を殺したまひし大長谷天皇を怨みたまひて、その靈みたまに報いむと欲ほしき。故、その大長谷天

皇の御陵を毀たむと欲ほして、人を遣はしたまふ時、その伊呂兄意祁命、奏言したまひしく、「この御陵を破り壞つは、他人を遣はすべからず。専ら僕自行きて、天皇の御心の如く、破り壞ちて參出む。」とまをしたまひき。爾に天皇詔りたまひしく、「然らば命の隨に幸行でますべし。」とのりたまひき。是を以ちて意祁命、自ら下り幸でまして、少しその御陵の傍を掘りて、還り上りて復奏言したまひしく、「既に掘り壞ちぬ。」とまをしたまひき。爾に天皇、その早く還り上らししことを異しみて詔りたまひしく、「如何か破り壞ちたまひぬる。」とのりたまへば、答へて白したまひしく、「少しその陵の傍の土を掘りつ。」とまをしたまひき。天皇詔りたまひしく、「父王の仇を報いむと欲へば、必ず悉にその陵を破り壞たむに、何しかも少し掘りたまひつる。」とのりたまへば、答へて曰したまひしく、「然か為し所以は、父王の怨みをその靈に報いむと欲ほすは、是れ誠に理なり。然れどもその大長谷天皇は、父の怨みにはあれども、還りては我が従父にまし、亦天の下治らしめしし天皇なり。ここに今単に父の仇といふ志をとりて、悉に天の下治らしめしし天皇の陵を破りなは、

後の人必ず誹謗らむ。唯、父王の仇は報いざるべからず。故、少しその陵の辺を掘りつ。既に是く恥みせつれば、後の世に示すに足らむ。」とまをしたまひき。如此奏したまへば、天皇答へて詔りたまひしく、「こもまた大く理なり。命の如くにて可し。」とのりたまひき。 (顯宗記)

ここで注目すべきは次の三点である。一は顯宗天皇が報復しようとした対象と方法、二は兄意祁命（仁賢）によるその制止の諫言と論理、三は顯宗天皇の諫言を聞く姿勢である。

まず一であるが、顯宗天皇は父を殺した雄略天皇を怨み、仇として報復しようと考えていた。しかし、雄略天皇はすでに崩御しているので、靈の依りどころである古墳の完全な破壊をしようと考えたとする。この部分を紀は、

「願はくは、その陵を壞ちて、骨を摧きて投げ散らさむ。今、これを以て報いなは、また孝にあらざらむや」とのたまふ。 (顯宗紀)

という顯宗の發言をあてている。すなわち、記には触れなかつたが、紀は父の仇に報いることを「孝」という儒教的徳目で表現している。また記が「靈」というだけなのに、古墳を破壊し、骨も碎いて投げ散らすと主張する。記が古墳を靈の抛り所とみ

るのに対し、紀古墳を屍・骨が納まる場所であるとより強く意識している。もとより紀も意祁命に霊を意識した発言をさせている。ただ紀は霊を次のような文脈でもちいる。すなわち、

しかるを忍びて陵墓を壊たば、誰を人主としてか、天の霊に奉へまつらむ。
(顯宗紀)

といわせる。記は顯宗天皇が父王の「怨みを雄略天皇の霊に報いよう」とおもっていたと二度もいわせ、意祁命にそれも理であるといわせるのに対し、紀は逆に右のように主張させる。

ここで、霊と古墳の関係をみておくと、霊が古墳に常在するとみるか、祭祀の行われるときのみ古墳を抛り所として霊が訪れるとみるのか、問題はのころとしても、ともに古墳が霊の依り所であると意識した表現をしている。時代はくだるが、続日本紀は、

①癸巳。《十一》造平城京司に勅したまはく、若し彼の墳隴、発掘せられば、随即ち埋め斂めよ。露し棄てしむること勿れ。普ねく祭酹を加へ、以て幽魂を慰めよ。」とのたまふ。
(『国史大系統日本紀』和銅二(709)年十月十一日)

②甲午。《辛卯朔四》左右京に勅したまはく、「今聞かくは、寺を造るに悉く墳墓を壊ち、其の石を採り用ゐる」とき

く。唯だ鬼神を侵し驚かすに非ず、実に亦、子孫を憂へ傷ましむ。今より以後、宜しく禁断を加へよ。」とのたまふ。

(『国史大系統日本紀』宝龜十一(780)年十二月四日)

という勅をのこしている。①は平城京を造るにあたって古墳を発掘したときは、埋め戻して内部のものを露わにし、棄ててはいけない。すべて酒を注いで祭れといつており、②では寺院建立の用材の石を得ようと墳墓を破壊すれば、死者の霊を驚かすだけではなく、子孫を憂えかなしませるので禁止するといつてゐる。これらは一般的な古墳に関する言及であるが、藤原・奈良時代には一般的に古墳に死者の霊が宿ると考えていたことが窺える。それにかまわず古墳を破壊する人々もいたのではあるが、朝廷による天皇の古墳祭祀は奈良時代以前から続いていたものとみられ、続紀にも、

①庚辰。直広參土師宿祢馬手を遣はして、新羅の貢物を大内山陵に献らしむ。

(『国史大系統日本紀』文武二(698)年春正月)

②癸卯。倭建命の墓を震はす。使をして遣し、祭らしむ。

(『国史大系統日本紀』大寶二(702)年八月)

等の記事がみえる。問題は古墳と霊の関わり方であるが、これ

らの記事も屍と霊のいづれを意識したものが、理解の揺れはありえる。古墳は両墓制における捨墓ではなく、納棺のときに屍を荘厳し、石室内に価値ある副葬品も納めているから屍をも重視していたとみられる。他方で古墳祭祀が行われており、屍だけでなく、霊も意識していたとみると、たとえ、天皇の霊は屍を離れて天に昇った(万二一六七)としても、古墳は霊の地上における抛り所、神籬のような存在とみなしていたとみることはできよう。

顯宗天皇紀のばあい、天皇の言葉から窺えるように、石室内は屍だけがある冥界として軽んじていないから、常態的に霊的存在の抛り所であるとみて重視していたようにみえる。しかし、やはり死者の霊は屍を離れ、山上他界に移るというのが、古代人一般の基本的な信仰であり、古墳を造った人々は円墳上を山と考えるに至っていたとみられよう。つまり、天武・持統朝を経て、一般的に天皇の霊は天に昇り、神と同じく祭祀を受けるときには古墳を山(一種の神籬)としてくだけてくると考えるようになっていたのではないか。仁賢天皇の言葉とする「天の霊」はそうしたことを窺わせていよう。

顯宗天皇が雄略天皇の古墳破壊の企てを進めていることを知っ

た兄意祁命は自らが天皇の意向どおり雄略天皇の古墳を破壊する使者になると告げて出かけ、陵の傍らの土を掘って帰ったとする。すぐ帰ってきたので顯宗天皇が事情を尋ねると、意祁命は陵の傍らの土を少し掘ったと答える。顯宗天皇が怨みを晴らすには完全に破壊すべきであるのに何故少し掘っただけなのか尋ねると、意祁命は、父の仇雄略天皇に復讐して怨みを晴らすにしても、その陵を徹底的に壊すべきでないとして、次のように理由をいう。

不可。大泊瀬天皇、万機を正し統ねて、天下に臨

み照らしたまふ。華夷、欣び仰ぎしは、天皇の御身なり。

吾が父の先王は、是、天皇の子たりと雖も、逆遭に遭遇

ひて、天位に登りたまはず。此を以て觀れば、尊卑

惟別なり。しかるを忍びて陵墓を壊たば、誰か人主として

天の靈に奉へまつらむ(誰人主以奉天之靈)。その毀つべ

からざる、一なり。(顯宗紀二年八月一日)

この発言には父と雄略天皇との間には、天皇であるかいなかという、決定的な尊卑の差があると指摘している。この背後に榎本氏は『史記』(卷六十)の「三王世家」にみられるような、王と王にならなかつた者の尊卑の問題を認め得ると指摘してお

られる。⁽⁷⁾ その通りであろう。ここで天皇陵を破壊すべきでないとする理由に、父市辺之忍齒王と雄略天皇の尊卑の差、言い替えると天皇の絶対性をあげている。さらに雄略天皇の霊の祭祀の寄辺がなくなる問題に言及する。その上で、

また天皇と億計と、曾に白髮天皇の厚き寵・殊なる恩に遇ふことを蒙らざりせば、豈宝位に臨まむや。大泊瀬天皇は、白髮天皇の父なり。億計、諸の老賢に聞きき。老賢の曰ひしく、『言として訓いざるは無く、徳として報へざるは無し。恩有りて報へざるは、俗を敗ること深し』といひき。陛下、国を饗しめして、徳行、広く天下に聞ゆ。而るを陵を毀ち、翻りて華裔に見しめば、億計、恐るらくは、其れ以て国に莅み、民を子ふべからざらむことを。其の毀つべからざる、二なり。

(顕宗紀二年八月一日)

と、いま一つの理由を説いている。

これらを整理すると、孝をつくすための復讐であつても雄略天皇の山陵を壊すことをとどめる根拠として記は、雄略が ① 従父であること、② 天皇であること、の二点をあげ、紀は③ ④ 自分たち兄弟を都に迎えて即位を許してくれた清寧天

皇の父であること、の二点をあげる。さらに、これらを承けて記・紀ともに、雄略天皇陵を完全に破壊したとすると、天皇陵を破壊した行為によつて、記は後世の誹りを受けるとし、紀は統治する人民に顔を向けることができなくなるとする。そうして山陵全体ではなく、後世に恥をかかせたという事実を残すために陵の一部を壊すにとどめよといふのである。

まず、紀にみえる⑤について確認すると、紀は忍齒王の物語を清寧紀にかけて語り、清寧天皇の在世中に意祁命・袁祁命が発見されると、喜んで、都に呼び戻したとしている(顕宗天皇即位前紀)。これを踏まえて顕宗が天皇の位に即さえたのは清寧天皇の厚い寵をすなわち、恩を受けてのことであつたとする。そこで、意祁命はその父雄略天皇の陵を全面的に破壊する行為は恩を仇で報いることになるしたのである。紀は「清寧天皇の恩」は、父の仇雄略天皇への復讐を中止するにたる重さをもつとしている。恩に報いることと恨みの対象への復讐は相対し、いずれをとるかかの判断が問題になる。雄略が天皇であることを問題にせず「孝」をかかけて復讐を実行するか、清寧天皇への「恩」を重視して復讐を思い止まるか、ジレンマであるが、復讐を選んで天皇の山陵を破壊したばあい、天皇という地位は雄

略天皇個人の人格を超えた社会性をもち、他の問題がからんでくる。意祁命は清寧天皇に受けた恩に背かないこと、および人民の非難を受けることなく天皇の権威も保って、しかも「孝」のために雄略天皇への復讐をしたと後世の人に示すのならば、陵の端の一部を壊せば十分であると諫めたとする。このように紀が意祁命に雄略陵を破壊すべきでないといふ理由は、父忍菡王と雄略には身分の差があり、清寧天皇の恩もあるのに、天皇が恩を無視し、雄略陵を壊し仇で返す振舞いをみせたなら、人心は離れ国を治められなくなると判断したからであったとするのであろう。顯宗天皇が軽挙によって信頼を失いかねないのを見かねて助け船を出したというわけである。もつとも、記では意祁命・袁祁命の発見と帰京および即位は清寧天皇崩御後の父の妹飯豊王の時代とするから、清寧天皇への恩は説かない。

ところで恩は儒教だけでなく、仏教も四恩、すなわち父母・国王・衆生・三宝の恩を説き、国王の恩も含めるが、清寧天皇の恩は個別的な恩であり、儒教的な報恩とみてよい。

紀はまた、さきに見たように陵を破壊し骨を摧き投げ散して復讐することが「孝」になると顯宗天皇にいわせていたが、こ

の「孝」のとらえかたについて、少しみておきたい。「孝」も儒教のいう徳目である。「学令」で『論語』とともに大学寮の必須科目とする『孝経』をみると、その「天子章第二」では天子の「孝」につき、

子曰はく、親を愛して敢へて人を悪まず。親を敬ひて、敢へて人を慢らず。愛敬は親に事ふるに尽く。而して徳孝百姓に加ふれば四海に刑ふ。蓋し天子の孝なり。甫刑云はく、「一人慶有れば、兆民、之を頼む。」と。

〔孝経〕「天子章第二」
と説いている。天子は親を愛・敬するとしても、人を憎まず、また侮らないで、総ての人々に徳孝を及ぼし、国家を整えるべきであると説く。ここに語る顯宗天皇は父忍菡王に孝を尽くそうとするあまり、その惨殺に及んだ雄略天皇を憎み、陵を破壊して報復を加えようとしている。天子章に説く「孝」のありようには反する行為をしようとしているのである。それゆえ雄略天皇陵の天皇による破壊は孝を掲げながら、孝のあり方考えず、天皇の権威を損ない、後人の誹謗を招き、統治者としての資質を問われかねない結果を招くと意祁命はいうのである。『孝経』を読んで、紀編纂にかかわった官僚の見解でもあろう。

顕宗天皇も兄の諫言を聞いて、ここに思いを致したものが、「こもまた大く理なり。命の如くにて可し。」と応えて、従順に受け容れ、納得したという。

記・紀ともに顕宗天皇は雄略天皇陵の破壊を企てていたとする。紀は「而るを陵を毀ち、齷りて華裔に見しめば、億計、恐るらくは、其れ以て国に莅み、民を子ふべからざらむことを。」といい、記は「天の下治らしめしし天皇の陵を破りなば、後の人必ず誹謗らむ。」といったとする。紀は統治する人民の反応、記は歴史的評価を問題にし、ずれはあるが、いずれも陵の破壊について他者の評価を意識させている。これは後世、というより、編者の律令を意識した発想によっているとみてよからう。

養老律では天皇の陵の破壊は犯罪とする。八虐の第二にあげ、二に日はく、大逆を謀る。謂はく、山陵また宮闕を毀たむと謀れるをいふ。

(国史大系養老律「名例律」二二頁三行目)

とする。大逆の刑は絞である(賊盜律)。天皇の權威、さらには支配体制を守る立場からは、律令制以前であつても山陵の破壊は大罪とされている。孝の為に仇を討つにせよ、山陵の破

壊は問題にされる。顕宗天皇は孝と大逆の狭間に立ちながら、それを自覚せずに罪を犯そうとしていると意祁命は指摘したとの設定である。復讐のために陵を全面破壊して雄略天皇に恥をかかせ、溜飲を下げ、「孝」を尽くしたと自己満足したとしても、天皇自身が山陵を破壊した犯罪者となれば、統治する当代の人々のみならず、後代の人々にも天皇陵を破壊したとの非難も受けねばならない。これでは王化など叶わない。

ここはこうした意識をもつての設定であろう。もとより紀を編んだ官僚にも、その認識はあつたとみてよく、この意祁命の主張はそうした編者の意識を反映させていよう。

周知のとおり、記の編者天武天皇は、紀に、

二月の庚子の朔甲子に、天皇・皇后、共に大極殿に居し、まして、親王・諸王及び諸臣を喚して、詔して曰はく、「朕、今より更、律令を定め、法式を改めむと欲ふ。故、俱に是の事を修めよ。然も頓に是のみを務に就さば、公事闕くこと有らむ。人を分けて行ふべし」とのたまふ。

(天武天皇紀十年条)

と記すように、自らの記の編纂に平行して飛鳥浄御原律令も編ませている。唐律も視野に入れていて、天皇の權威を傷つける

陵墓を破壊する行為を大罪とする認識をもっていたとみてよい。表現しなかったのは顯宗天皇の時代が律令制の時代ではなかったからで、天武天皇には律令制の時代であれば山陵の破壊は大逆罪であるという認識はあったであろう。

そこでこの矛盾を解決する方法としては全面破壊ではなく、御陵の傍らを掘り、恥をかかせればよいと記は説く。兄意祁命の言葉を開いた顯宗天皇も、道理であるとして、納得したという。こうした発想の背後に漢籍の影響のあることは榎本氏の指摘にある。¹⁰⁾

雄略天皇の山陵を破壊すべきでないとする理由に、記は㉠をあげず、㉡をあげた。従父は後の律令では個別に規定されず、「従父兄弟姉妹」とあるのみであるが、親等でいうと、五等の内の三等である（養老令「儀制令第二五条」）。養老律の殺人、謀殺人、傷害などを対象にした罰は、一、二親等に揺れはあるものの斬罪や遠流などであるのに対し、五等以上の尊長に対する場合は徒三年としている（賊盜律第六条）。従父の關係は軽く扱われているようであるが、やはり尊長の中にはいつている。一族の尊長に対する不敬はやはり制止の対象となると考えられていたのであろう。

記は天皇の陵を破壊すべきでないとする理由から、清寧天皇への恩義を外していたが、代わりに雄略天皇は顯宗にとって従父であることをあげたあと、㉢の天下を治めた天皇であったことを二度繰り返し返して強調するのが注目されよう。ふりかえって記をみると、大長谷天皇は、「父の怨みにはあれども、還りては我が従父ちちにまし、亦天の下治らしめしし天皇なり」といい、「父の仇といふ志をとりて、悉に天の下治らしめしし天皇の陵を破りなば、後の人必ず誹謗せしらむ」と意祁命にいわせていた。記は紀と異なり、雄略天皇と忍菡王の尊卑に言及せず、ただ雄略天皇は天皇であったと繰り返す。これは、天皇は他の総てを超えて重んじられるべき存在であること、すなわち天皇の尊厳・絶対性を説くための強調であるとみたい。¹¹⁾

ここで、今一点注意しておきたいのは顯宗天皇が諫言を受け容れたとする設定である。諫言が現実には受け容れられなかったことは、周知のように大神高市麻呂が持統天皇に農繁期の伊勢行幸を中止するように行った諫言にみえる。諫言を受け容れられなかった高市麻呂が官職を辞したことは、持統紀や靈異記の伝えるところである。これに照らせば、兄の諫言であったにせよ、顯宗天皇は道理を通した諫言を受け容れる心の広い徳の

ある模範的天皇として設定されており、儒教的に理想化されているといえる。このように顕宗記にも儒教的な設定が鏤められているが、他方にはなお考えるべきところもある。

記の序文において天武天皇は帝紀旧辞は「邦家の経緯、王化の鴻基」であると述べたという。同じ序文で元明天皇については、「紫宸に御して徳は馬の蹄の極まる所に被び、玄扈に坐して化は船の頭の速ぶ所を照らしたまふ。」ともいう。元明天皇は徳をもつて人民への化を果たされているとする。これも儒教的な匂いのする記述である。この徳化は天武天皇のいう王化とイコールなのであろうか。帝紀が王化の鴻基だというのは、儒教的な徳を及ぼす徳化にとどまるのかどうかである。天武天皇の父、舒明天皇の擁立にみられるように、氏族制社会においてははまだ天皇の位置は不安定な状況にあった。その天皇の權威を絶対的なものに高め、維持していくために、旧辞は大元の書として重要であるとする考えがここに貫かれているとみると、天武天皇の編んだ帝紀・旧辞はそうした性格をもっていたとみうる。即位前記は、袁祁命が求婚した影姫を先に我が物とし、歌垣の公衆の面前でそれを明らかにして、皇太子を軽んじた平群鮪を殺害した物語を収めている。歌垣のルールを逸脱しても、

豪族の横暴を容認したり、天皇になる者の權威を貶めさせるわけにはいかないと設定なのであろう。雄略天皇への報復にも、個人的な復讐心から天皇の陵墓を破壊し、怨みを晴らそうとするところには、無意識に先の天皇を軽んじる意識が働いている。これを行えば、雄略天皇のみならず、天皇全体の尊嚴を傷つける結果になる。これを行う顕宗天皇は国の統治者としての資質・自覚が問われることになる。これも天皇の尊嚴を守ることとは矛盾する。これを指摘してたしなめる者として設定されたのが、兄の意祁命であった。

みたとおりに、ここでは積極的に天皇の尊嚴を主張せず、ただ雄略は天皇であったとするだけであるが、これこそ天皇の絶対性を主張するものであった。雄略天皇が従父であり、親族の長上として重んじらるべき存在であったとの主張もみえるが、文脈上は従父であったことよりも、天皇であったことをより重く扱い、天皇であることを絶対化している。その基底には『孝経』の「親を愛して敢へて人を悪まず。親を敬ひて、敢へて人を慢らず。」という言葉が踏まえているのも確かであろう。顕宗天皇記の伝承のみならず、『古事記』は汎世界的な儒教的理念に立ってはいても、天武天皇の基本的かつ重要な意図、天皇の絶

対化の思想をより重んじ、儒教的理念の上に重ねつつ編んでおり、それを意識的に示そうとするところがあつたといえよう。

おわりに —— 顕宗記の意味と位置 ——

別に触れたが、天武天皇は、天皇は日神天照大御神を始祖として尊い血統を継ぐ者であり、また日神の命によって葦原中国を統治する神聖王権をになう存在であると、上巻の天の安の川の宇気比神話と天孫降臨神話によって説き明かした。飛鳥浄御原令においては天孫降臨にかかわらせて神祇令踐祚条で天皇の璽符を神璽として意味づけ、群臣の代表が皇太子に奉献した璽符を天照大御神に託された中臣・忌部が奉献する儀式として性格づけ、明文化、制度化し、踐祚・即位式において具体的に臣下の前に示す儀礼として実践させるようにした。¹² 記の天孫降臨神話においては天照大御神も天孫と同時に伊勢に天降つたとし、紀のように崇神天皇の時に宮中から外に移し、垂仁天皇の時に鎮座の場所をもとめて遍歴するといった伝承は設定しなかった。中巻からの天皇記においては天皇の個性はあつても天照大御神の子孫としての天皇の尊厳を保ち、人民に範を垂れ、教化する努力したとする。神武東征譚では、日に向かつて戦うことの

不都合を認知すると、熊野に迂回し、天照大御神の助けを得ながら大和に入ったと語る。細部においても天皇の祖神としての天照大御神を重んじる展開に心がけている。崇神・垂仁記では天皇と神の関係の調整を語る。ここでは神代における天神と地祇の関係を天皇と地祇の関係において捉え直し調整して、地祇の力をも借りつつ国民の生活の安定を図る神祇制度を整えたと言語。崇神記の大物主神、垂仁記の出雲大神との物語はそうした意義をもつ。もとより、倭建命と伊弉岐の神、倭建命の子仲哀天皇と住吉神の関係においては不都合もあつたが、その子、応神天皇は気比神との関係を整えたとして終える。

下巻では人間関係の波乱を納めて、やはり人民の安定した生活が保たれる国作りに努めた天皇の治績を描こうとしている。最初の仁徳天皇の行動の規範には儒教的の説く仁、仏教的な慈悲の心などがあると語るが、その根幹には天皇がその尊厳を保って揺らぎの無い国家体制をたもつことが重要であるとする考えが貫かれており、顕宗記は最後に孝を基底におきながら天皇の尊厳を強調した巻であつたとみたい。この点において序文から上巻中巻下巻を貫く理念は、儒教の理念を踏まえながらも表に出さず、天皇の尊厳を説くことにおいて一貫しており、顕

宗記もその締めくくりの部分のようになっているといえる。

〔注〕

(1) 溝口睦子 「記紀二書の比較」(『五味智英先生還暦記念 上代文学論叢』昭和四十三年十一月)。本論は記紀に心のひだにそった表現があると指摘されている。

西宮一民 「新潮日本古典集成古事記」(昭和五十四年六月)

榎本福寿 「古事記」の復讐をめぐる所伝——下巻最後の所伝の成り立ちとその意義——(『古事記年報』三十六平成六年一月)

フランソワ・マセ 「清寧・顕宗記」について——『古事記』のむすびを読む——(上田正昭編 『古代の日本と渡来の文化』平成九年四月)

(2) 榎本福寿 (前掲『古事記』の復讐をめぐる所伝——下巻最後の所伝の成り立ちとその意義——)

溝口睦子 前掲『記紀二書の比較』

(3) 西川順土 「日本書紀と古事記——顕宗紀を中心として——」(『倉野憲司先生古稀記念・古代文学論集』昭和四九年)

八月)

(4) 榎本福寿 前掲「古事記」の復讐をめぐる所伝——下巻最後の所伝の成り立ちとその意義——

(5) 溝口睦子 前掲「記紀二書の比較」

(6) 溝口睦子 前掲「記紀二書の比較」

(7) 榎本福寿 前掲「古事記」の復讐をめぐる所伝——下巻最後の所伝の成り立ちとその意義——

(8) 山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』の頭注。「これは父王の恨みを晴らしたいという願望と、雄略天皇の天皇としての權威を守る必要とを両立させるための行動であった」とある。

(9) 溝口睦子 前掲「記紀二書の比較」(この条を引用し、「結論はじめからでているわけであるが」とされる。)

(10) 榎本福寿 前掲「古事記」の復讐をめぐる所伝——下巻最後の所伝の成り立ちとその意義——

(11) 拙稿 「高御産巢日神・天照大御神・伊勢神宮」(『古事記神話の研究』平成二十一年三月)

(12) 拙稿 前掲「高御産巢日神・天照大御神・伊勢神宮」